

# 多摩市と住宅金融支援機構が連携し 子育て世帯の住宅取得を応援



## 【フラット35】

### 地域連携型 (子育て支援)

当初 **5** 年間の借入金利

年 **0.5%** 引下げ

「**三世帯近居・同居促進助成金**」と【フラット35】の金利引下げのダブルのメリットで、夢のマイホームでの子育てがグッと現実的に。


ずっと固定金利でずっと先まで見通せる【フラット35】は、子育てを頑張る人みんなの味方です。

※【フラット35】地域連携型とは、子育て支援等について積極的な公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

○三世帯近居・同居促進助成金事業のご相談は

多摩市 都市整備部 都市計画課 住宅担当  
TEL 042-338-6817



【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

**0120-0860-35** (通話無料)

営業時間：9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)  
ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号へおかけください。  
048-615-0420 (通話料金がかかります。)



[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

さらに、子育て世帯に朗報！

# 【フラット35】子育てプラス

も併せてご利用可能です。



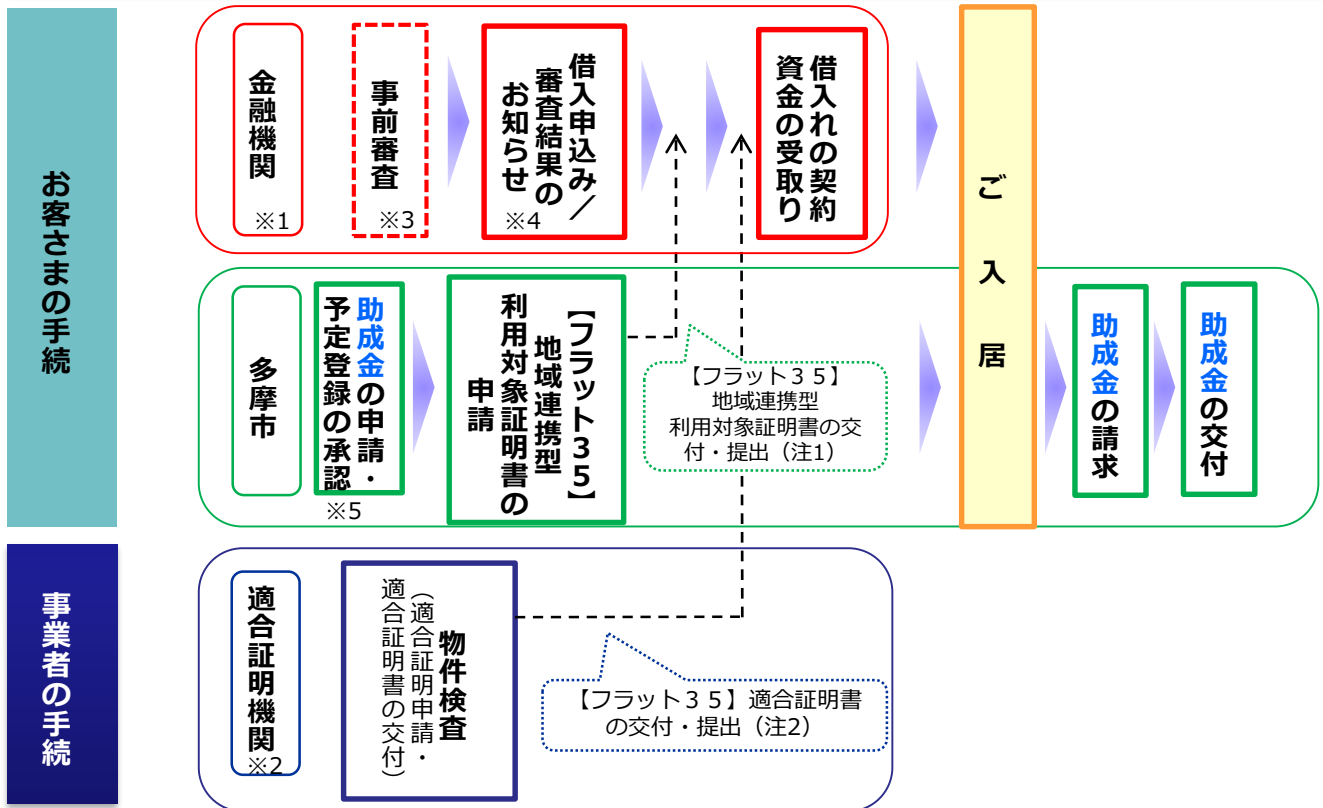
- ・子どもの数等だけ【フラット35】の金利を下げます！
- ・子どもとは、胎児から18歳未満（借入申込年度の4月1日時点）の方が対象です。

【フラット35】S 等、その他にも併用可能な金利引下げメニューがあります。

詳しくはこちら



## 【フラット35】地域連携型の利用手順



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。取扱金融機関、多摩市及び適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1（【フラット35】地域連携型利用対象証明書）および注2（【フラット35】適合証明書）は、借入れの契約時までに取扱金融機関へ提出する必要があります。

- ※1 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
- ※2 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者（中古住宅購入の場合のみ）となります。
- ※3 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- ※4 借入申込みにあたっては、取扱金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】地域連携型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。
- ※5 助成金交付等は、多摩市の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。